



## ゆうな医療・介護の相談たより

2022年 7月号

発行：沖縄県ゆうな協会 医療・介護の相談窓口

電話：098-832-9528

E-mail：iryokaigo@yuunakyokai.jp

医療・介護の相談たよりでは、ゆうな協会の相談に関する取り組みや、医療・介護・福祉に関する制度・サービス、皆さんから寄せられた相談・質問の中で、共通する内容等を守秘義務を遵守し、ご紹介していきます。

**相談専用のメールアドレスができました！** プライバシーを尊重し、個人情報に配慮し、秘密は厳守致します。メールでのご相談もお待ちしています。

### ●今月の相談：「転びやすくなって杖を使っています。病院やショッピングセンターでは、車椅子駐車場に停めたいです。身障手帳は持っていますが、どのような手続きが必要ですか？」

Q：男性、70歳代。病気の後遺症で、足底穿孔症があるため装具をつけています。コロナ禍で外出を控えていたせいか、最近転び易くなって、駐車場から建物まで歩くのも心配です。車椅子駐車場に停めたいのですが、車椅子マークのシールは持っていません。入所していた時に作成した身障手帳の下肢3級は持っています。

A：沖縄県では、「沖縄県ちゅらパーキング制度（障害者等用駐車区域）」が導入されていますので、沖縄県のホームページから引用してご紹介します。

<https://www.pref.okinawa.jp/site/kodomo/shogaifukushi/keikaku/parkingperm/it/churaparking.html#kouhunituite>

「この制度は、公共施設や商業施設等に設置されている障害者等用駐車区画（「車いすマーク」のある駐車区画）の利用対象者を障害者、高齢者、妊産婦などのうち、歩行が困難な者や移動の際に配慮が必要な者に限定し、対象者には共通の「利用証」を交付することで、同駐車区画の適正利用を図る制度で、全国的には、「パーキングパーミット制度」と呼ばれています。沖縄県版のパーキングパーミット制度として

「沖縄県ちゅらパーキング利用証制度」が  
令和4年7月1日からスタートしました！

利用証の交付を希望される方は、交付申請書に、  
必要な添付書類を添えて申請してください。

申請方法には、窓口申請（市町村障害者福祉担当  
課など）と郵送申請（県障害福祉課）があります。

必要書類は、①交付申請書、②必要な添付書類

（身障手帳・介護保険被保険者証等の写し）、

③利用証送付用の切手（140円）、代理人の方も申請できます。



### ●今月のピアサポート活動等の紹介：

・離島から沖縄本島へ検査や治療で出向いて来る方は、家族や親せきの家に身を寄せる方もいますが、ホテルを利用する方もいます。困るのはホテルから病院への行き来に車がないことです。タクシーを利用したり、回復者のお友達が送迎のお手伝いをすることもあります。